目 次

第1章	序 論	1	第2節	収益の分類.	22
第1節	会計の意義		第3節	収益の認識.	23
	財務会計		1 [認識」の意味	
	計学の研究領域		2. 117	な益の認識基準	
	務会計と管理会計		3. 規	〕定	
	度会計と財務諸表		第4節	収益の測定.	30
	企業会計の技術的構		1 E	則定」の意味	30
	産法と損益法		2. 収	【益の測定基準	30
	 卸法と誘導法		3. 規	建	30
			第5節	収益控除項目	30
第2章			1. 1.	容	30
	会計公準		4. 18	示方法	31
	義		20 CI	未実現収益.	32
	容		1. /尼	義	32
	計公準、会計原則、会認		۵. ا	建	32
第2節	会計主体論		3. 内	容	32
	義		笙 5 章	費用会計	
2. 内	下容		j .		
第3章	会計原則	-			
第1節	会計原則の概念	,	7		37
1. 意	、義		7		37
2. 性	格		-		37
第2節	「企業会計原則」の	既要 ′	7		
1. 5	企業会計原則」の性格〔	企原, 設定前文参照]	-		39
2. 1	企業会計原則」の体系		7		39
3. 🗹	企業会計原則」と他の制	度との関係			39
第3節	一般原則	9)		40
1. 体	系				則
2. 性	格				40
3. 真	実性の原則		. –	定	40
4. I	規の簿記の原則		//	, 2	41
5. 資	本取引・損益取引区分の	つ原則1			41
6. 明	瞭性の原則				42 の原則42
7. 継	続性の原則				42
8. 保	守主義の原則		`		43
9. 単	一性の原則				43
10. 重	要性の原則				43
第4章	旧共会計	22			44
			-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1節	収益の意義		۷. ب	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	MANIMAN TI

第7節 経過勘定項目 44	下に係る損益の表示72
1. 意 義45	10. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低
2. 時間基準(発生主義)による収益・費用の計上が	下に係る損益の注記73
認められる理由45	11. トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損
3. 規 定45	益の表示73
4. 内 容45	第4節 有形固定資産原価の配分73
5. 表示及び処理47	1. 固定資産の意義と分類73
第8節 費用控除項目 48	2. 有形固定資産の概念73
1. 内容48	3. 取得原価の決定76
2. 表示方法 49	4. 有形固定資産原価の配分方法80
第6章 期間損益計算50	5. 減価償却80
第1節 利益の意味	6. 減耗償却と取替法89
1. 期間利益と時点利益	7. 圧縮記帳90
2. 期間利益の2つの属性	第5節 無形固定資産原価の配分92
第2節 期間損益計算の構造	1. 無形固定資産の概念92
1. 現金主義会計	2. 取得原価の決定93
2. 発生主義会計	3. 無形固定資産原価の配分方法93
,	4. のれん(営業権)95
3. 現行の発生主義会計51 第3節 損益計算書51	第6節 繰延資産原価の配分96
第5郎 須鉱司 昇音 51 1. 損益計算書の意義 51	1. 繰延資産の概念96
	2. 繰延資産計上の根拠97
2. 当期業績主義と包括主義	3. 繰延資産の具体例97
3. 損益計算書の構造52	4. 繰延資産の償却99
第7章 費用配分58	5. 制度上の繰延資産100
第1節 費用配分の形態 58	第7節 引当金の計上108
第2節 棚卸資産原価の配分 58	1. 引当金の意義108
1. 棚卸資産の意義と範囲58	2. 引当金の計上要件(注解18)108
2. 棚卸資産原価の配分方法59	3. 引当金の計上目的109
3. 取得原価の決定59	4. 引当金の分類110
4. 払出価額の計算61	5. 引当金の取崩し113
5. 貸借対照表価額の決定(企業会計原則上の定め) 67	6. 引当金の表示113
第3節 棚卸資産の評価に関する会計基準 71	7. 制度上の引当金114
1. 適用71	第8章 貸借対照表総論116
2. これまでの会計処理71	
3. 目的71	第1節 貸借対照表の意義と本質116
4. 範囲71	1. 意 義
5. 用語の定義71	2. 本質
6. 棚卸資産の区分72	第2節 貸借対照表原則 117
7. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の会計処理72	1. 貸借対照表完全性の原則 (B/S原則一) 117
8. トレーディング目的で保有する棚卸資産の会計処	2. 総額主義の原則
理72	第3節 貸借対照表の区分,配列118
9 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低	1. 区分表示の原則118

2. 流動性配列の原則120	4. 会社法上の定め	140
第9章 資産会計122	第6節 偶発事象	141
第1節 資産の概念	1. 意 義	141
第2節 資産の分類	2. 偶発損失の開示上の取扱い	142
1. 損益計算の観点からの分類	cf1.偶発債務	142
1. 頂面可乗の観点からの分類	第11章 純資産(資本会計)	143
3. 基準と具体例	第1節 資本の概念	
第3節 資産の評価	1. 資本の意味	
1. 取得原価主義	2. 純資産の意義	
2. 時価主義	3. 資本会計の中心論点	
3. 低価主義	4. 会計上の純資産の意義	
第4節 資産評価の規定と具体例 129	第2節 純資産(資本)の分類	
1. 取得原価基準	1. 株主資本の源泉的分類	
2. 時価基準	2. 会計理論上の分類	
3.【参考】低価基準	3. 会社法上の分類	
4. 無償取得資産の評価	4. 「企業会計基準」上の分類	
第 5 節 流動資産	第3節 払込資本	
1. 流動資産の分類	1. 意 義	
2. 金銭債権	2. 種 類	
3. 有価証券	第4節 資本金の増加	
4. 親会社株式	1. 意 義	
第6節 固定資産	2. 形 態	
1. 有形固定資産133	3. 会計処理	
2. 無形固定資産	第5節 資本金の減少	
3. 投資その他の資産134	1. 意 義	153
第10章 負債会計135	2. 形 態	153
	3. 会計処理	153
第1節 負債の概念	第6節 受贈資本	154
1. 意 義	1. 意 義	154
2.分類135 第2節負債の評価136	2. 種 類	155
	3. 会計処理	155
第3節 負債の表示	第7節 保険差益	155
1. 流動負債	第8節 稼得資本	156
2. 固定負債	1. 意 義	156
	2. 分 類	156
1. 意 義	第9節 剰余金	156
2. 減債基金と減債積立金	1. 意 義(会社法第446条)	156
第5節 新株予約権付社債	2. 剰余金の処分	160
1. 転換社債型新株予約権付社債の場合 138	3. 剰余金の配当	160
2. その他の新株予約権付社債の場合138	第12章 貸借対照表の純資産の	部の主子
3. 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の場合 139	第12早 負債対照表の純負産の に関する会計基準	
	にはりの女の発生	102

第1節 目的162	2. 分配可能額〔会社法第461条2項〕	175
第2節(参考)これまでの貸借対照表 162	第11節 新株予約権	181
1.【参考】これまでの個別貸借対照表162	1. 新株予約権の会計上の性格	181
2.【参考】これまでの連結貸借対照表(平成9年6	2. 会社法上の定め	181
月公表の連結財務諸表原則による)162	3. 新株予約権の会計処理	183
第3節 貸借対照表の表示163	第14章 株主資本等変動計算書(こ関する
第4節 純資産の部の表示163	会計基準	
第5節 貸借対照表の区分164	第1節 目的	
1.「資本の部」から「純資産の部」へ164	第2節 会計基準	
2.「純資産の部」という表記165	1. 表示区分	
3.「純資産の部」の項目165	2. 表示方法	
第13章 自己株式及び準備金の額の減少	3. 株主資本の各項目	
等に関する会計基準167	4. 株主資本以外の各項目	
第1節 自己株式の性格167	5. 株主資本等変動計算書に記載すべき項	
第2節 株主との合意による自己株式の取得(会		
社法上の定め)	6. 計算書の名称	188
1. 総則	7. 株主資本等変動計算書の様式	189
2. 特定の株主からの取得168	8. 注記事項	193
3. 市場取引等による株式の取得169	9. 中間株主資本等変動計算書	193
第3節 自己株式の取得及び保有 169	第15章 財務諸表	104
第4節 自己株式の処分 170	第1節 損益計算書	
1. 自己株式処分差益170	第1即 預価可昇音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 自己株式処分差損170	 1. 損益計算書の息義 2. 損益計算書の表示 	
第5節 自己株式の消却171	3. 製造原価報告書	
第6節 その他資本剰余金の残高が負の値になっ	第2節 貸借対照表	
た場合の取扱い 172	1. 貸借対照表の意義	
1. 繰越利益剰余金からの減額172	2. 貸借対照表の作成	
2. 会計期間末における減額172	3. 貸借対照表の表示	
第7節 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の	第3節 注 記	
算定173	1. 企業会計原則	
第8節 自己株式の取得、処分及び消却に関する	2. 会社法	
付随費用 173	第4節 財務諸表附属明細表と計算書	
1. 損益計算書に計上する考え173	書	
2. 取得に要した費用は取得原価に含め、処分及び消		
却に要した費用は自己株式処分差額等の調整とす	第16章 連結財務諸表	
る考え173	第1節 総 論	
第9節 資本金及び準備金の額の減少の会計処理	1. 制度的位置づけ	
	2. 意 義	
第10節 開示 175	3. 目 的	
第11節 分配可能額	4. 必要性	
1. 配当の制限〔会社法第461条1項〕175	第2節 一般原則	203

1. 真実性の原則203	第3節 表 示217
2. 基準性の原則(個別財務諸表基準性の原則). 203	1. 表示方法217
3. 明瞭性の原則	2. 様 式218
4. 継続性の原則	第19章 外貨換算会計 221
第3節 一般基準204	第1節 外貨換算の意義と必要性221
1. 連結の範囲204	1. 換算の意義
2. 連結決算日	2. 外貨換算の必要性
3. 親会社及び子会社の会計処理の原則及び手続. 205	第2節 外貨建取引等会計処理基準221
第4節 持分法205	1. 意 義
1. 定義205	2. 外貨建取引の範囲
2. 原価法の欠点	3. 一取引基準と二取引基準
3. 制度上の取扱い	4. 為替差損益
第5節 セグメント情報等206	5. 換算方法
1. セグメント情報等の意義	第3節 外貨建取引等会計処理基準の内容225
2. セグメント情報等の開示	1. 外貨建取引(外貨基準一·1)
3. セグメント情報	2. 在外支店の財務諸表項目(外貨基準二)226
4. セグメント情報の関連情報207	3. 在外子会社等の財務諸表項目(外貨基準三)227
第17章 中間連結財務諸表	
第1節 総 論	第20章 物価変動会計 228
1. 意 義	1. 物価変動会計の意義について
2. 性 格	2. 取得原価主義会計の欠陥について
3. 現行会計が実績主義を採用する根拠 209	3. 物価変動会計の目的
第 2 節 一般原則	4. 物価変動会計の諸形態について
1. 有用性の原則	5. 資本維持概念について230
2. 準拠性の原則	第21章 金融商品会計(1)232
3. 継続性の原則	第1節 有価証券232
第3節 作成基準 210	1. 有価証券の分類232
1. 営業収益210	2. 有価証券の評価232
2. 営業費用210	第2節 債権239
3. 簡便な決算手続211	1. 債権の貸借対照表価額239
第4節 表示方法と注記方法 211	2. 債権の区分239
第18章 キャッシュ・フロー計算書 . 213	3. 貸倒見積高の算定239
第1節 総 論	4. 債権の未収利息の処理242
1. 意 義	5. 貸倒引当金の会計処理242
2. 経 緯	第3節 売上債権の会計処理243
3. 種 類	第4節 金銭債務243
4. 位置づけ	第22章 金融商品会計(2)244
5. 目 的	第1節 デリバティブ244
第2節 キャッシュ・フロー計算書の内容 214	1. デリバティブとは244
1. 資金概念	2. デリバティブの評価244
2. 連結CF計算書の区分	3. 先渡取引の意義と処理244

4. 先物取引の意義と処理246	指針 22)264
5. オプション取引の意義と処理246	第25章 退職給付会計 265
6. スワップ取引の意義248	第1節 退職給付債務・費用の計算方法 265
7. ヘッジ取引とは249	1. 新しい「退職給付会計基準」について265
8. ヘッジ会計とは249	2. 退職給付引当金の計算プロセス265
第2節 複合金融商品 251	3. 用語の定義
1. 複合金融商品とは251	4. 退職給付債務の計算
2. 新株予約権付社債の会計処理251	5. 退職給付費用の計算
3. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複	第2節 退職給付に関する表示
合金融商品の会計処理252	1. 貸借対照表及び損益計算書
第23章 税効果会計253	2. 注記事項
第1節 税効果会計とは	
第2節 なぜ税効果会計を行うのか 253	第26章 リース会計 270
第3節 どのような項目を調整するのか 254	第1節 リース取引の意義(基準第4項) 270
1. 一時差異等の認識	第2節 リース取引の分類270
1. 一時差異等の認識	第3節 リース取引の会計処理(基準第9項~)
3. 将来加算一時差異	271
第4節 税効果会計の2つの方法255	1. ファイナンス・リースの会計処理271
	2. オペレーティング・リースの会計処理272
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債等の計上方法. 255	第4節 所有権移転外ファイナンス・リース取引
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計上に係る重要	の例外処理の廃止273
性の原則の適用	1. 従来の会計処理273
3. 繰延税金資産の計上	2. 廃止の理由273
第5節 表示方法 256 第6節 税率変更の際の取扱い 257	第27章 固定資産の減損に係る会計基準
第7節 連結財務諸表における税効果会計 258	
(第7 副) 建船州(労舶 次 にわける (党 列末云 司	第1節 会計基準の整備の必要性274
	第2節 基本的考え方274
2. 消去された未実現損益	第 3 節 対象資産
3. 消去された債権債務	第4節 減損損失の認識と測定275
第24章 研究開発費・ソフトウェア会計	1. 減損の兆候275
	2. 減損損失の認識275
第1節 研究開発費の会計処理及び表示 259	3. 減損損失の測定276
1. 研究開発費とは259	4. 将来キャッシュ・フロー
2. 研究開発費の会計処理について259	5. 使用価値の算定に際して用いられる割引率277
3. 研究開発費の表示について	6. 資産のグルーピング278
第2節 ソフトウェアの会計処理及び表示 260	7. 共用資産の取扱い
1. ソフトウェア制作費の分類260	8. のれんの取扱い
2. 受注制作のソフトウェアに係る会計処理261	第5節 減損処理後の会計処理279
3.市場販売目的のソフトウェアの会計処理261	第6節 財務諸表における開示279
4. 自社利用のソフトウェアの会計処理263	第7節 投資不動産の会計処理279
5. 資産計上したソフトウェアの減価償却263	
6. ソフトウェアの減価償却方法に関する開示(実務	第28章 賃貸等不動産の時価等の開示に

関する会計基準281	2. 適用時期等294
1. 適用範囲	3. 用語の定義294
2. 賃貸等不動産の範囲	3. 会計方針の変更に関する原則的な取扱い 295
3. 賃貸等不動産に関する注記事項281	4. 表示方法の変更の取扱い295
第29章 資産除去債務に関する会計基準	5. 会計上の見積りの変更の取扱い295
	6. 臨時償却の廃止295
1. 用語の定義	7. 過去の誤謬の取扱い296
2. 会計処理	第33章 包括利益の表示に関する会計基
3. 開示	準
第20年 仏皇豊上に明十7人計 # 20 5	1. 適用時期等297
第30章 役員賞与に関する会計基準 285	2. 適用範囲
第1節 目的	3. 用語の定義298
第2節 会計基準	4. 包括利益の計算の表示298
第3節 検討の経緯	5. その他の包括利益の内訳の開示298
第4節 会計上の考え方285	6. 包括利益を表示する計算書299
第31章 ストック・オプション等に関す	第34章 四半期財務諸表に関する会計基
る会計基準287	第34年 四十朔州初間衣に関する云司を 準300
第1節 目的287	1. 用語の定義
第2節 用語の定義 287	
第3節 取得したサービスの認識 287	2. 四半期個別財務諸表の範囲
1. 費用認識に根拠があるとする考え方288	3. 四半期財務諸表の開示対象期間
2. 費用認識の前提条件に疑問があるとする考え方	4. 四半期財務諸表の性格
	5. 四半期個別財務諸表への準拠3016. 会計方針301
3. 費用認識に根拠がないとする考え方288	7. 会計方針の継続適用など
4. 見積りの信頼性の観点から、費用認識が困難又は	7. 云計万計の継続適用など
不適当であるとする考え方289	9. 四半期連結決算日
第4節 権利確定日以前の会計処理290	9. 四十朔連結次算
1. ストック・オプションの計上290	
2. ストック・オプションの費用計上額290	第35章 合併会計 303
3. ストック・オプションの公正な評価単価 290	第1節 合併の方式303
4. ストック・オプション数291	1. 吸収合併303
第5節 権利確定日後の会計処理291	2. 新設合併303
第6節 未公開企業における取扱い 292	第2節 合併の本質303
第7節 財貨又はサービスの対価として自社株式	1. 現物出資説
オプションを付与する場合の会計処理 . 292	2. 人格合一説304
第8節 財貨又はサービスの対価として自社の株	3. 両者の違いのまとめ304
式を付与する場合の会計処理 293	第3節 合併の会計処理305
第9節 開示 293	1. パーチェス法305
第32章 会計上の変更及び誤謬の訂正に	2.【参考】持分プーリング法305
関する会計基準294	3.【参考】パーチェス法と持分プーリング法の比較
1 原則的な取扱い 294	306

4. パーチェス法と現物出資説306	1. 企業結合と事業分離308
5. のれん306	2. 用語の定義308
第4節 企業結合に関する会計基準 307	第2節 分離元企業の会計処理308
1. 適用範囲	第3節 結合当事企業の株主に係る会計処理309
2. 用語の定義307	
第36章 事業分離等に関する会計基準 308	
第1節 事業分離とは308	

第1章 序 論

ICOチェック・ポイント

- ・皆さんが今から学ぶ「財務諸表論」がどのような学問であるかということの概要をつかむこと。
- ・企業会計の技術的構造を理解すること(期間損益計算方法としての財産法・損益法,貸借対照表作成 方法としての棚卸法・誘導法)。

第1節 会計の意義

会計の意義

会計(accounting)とは、特定の経済主体が営む経済活動およびこれに関連する経済的事象を主として貨幣額で測定し、記録し、かつ、伝達する行為である。

第2節 財務会計

1. 会計学の研究領域

会計学の研究領域を大別すると, 次のようになる。

[①家計 ②企業会計 ③官庁会計 ④社会会計]

①~④のうち、一般には②企業会計(特に株式会社についての会計)が会計学の主たる研究領域とされている。したがって、本書でも企業会計について学んでいくことにする。

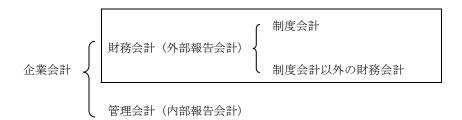
2. 財務会計と管理会計

企業会計を定義すると次のようになる。

「企業会計は、企業すなわち営利を目的とする経済組織体における資本の調達と資本の増殖(財の運用)のための活動とこれに関連する事象をとらえる会計である」(新井清光著『財務会計論』中央経済社P5)

そして、企業会計は、会計情報の提供先の相違によって、**財務会計**(financial accounting)と**管** 理会計(management accounting)に二分される。

<理解図>



財務会計について学ぶ学問を財務会計論と呼ぶわけであるが、財務会計論は、財務諸表 (financial statements) によって一定の目的(注)に役立つ会計情報を提供することの研究を主眼 としている学問分野であるところから財務諸表論とも呼ばれる。公認会計士試験の財務諸表論は、上記<理解図>の でくくられた部分を対象とする。

(注)

以下に、財務会計と管理会計の目的をまとめておくことにする。

○財務会計の目的

外部利害関係者に対してそれぞれの必要とする会計情報を提供する

 \downarrow

外部利害関係者による合理的な意思決定に資する

企業は投資者から拠出された資本に対する管理・運用の責任(受託責任)を負うこととなるが、 当該受託資本を管理・運用した結果について財務諸表により開示、報告することを通じて受託責 任が果たされる。

(←目的)

○管理会計の目的

経営者に対して必要な会計情報を提供する

 \downarrow

経営管理上の合理的な意思決定に資する

(←目的)

3. 制度会計と財務諸表

制度会計とは、伝統的財務会計として、会計規範によって制約される会計をいう。財務会計、特に 伝統的財務会計といわれる領域は、社会的制度会計として存在しており、会社法、税法、金融商品取 引法および企業会計原則などの会計規範によって制約され、企業は、決算日ごとに、定期的に財務諸 表を作成し、報告する義務を負う。



(1) 財務諸表の目的

金融商品取引法会計 … 投資者(株主など)の投資意思決定に資する情報を提供すること。

税 務 会 計 … 適切な課税計算に資する情報を提供すること。

(2) 財務諸表の限界

- ① 相対的真実性を保証するにすぎない。(「真実性」の意味については後述)
- ② 貨幣的数値によって測定しえないものは、会計の対象にならない。
- ③ 利用者の意思決定に際し、すべての必要な情報を提供するものではない。

第3節 企業会計の技術的構造

1. 財産法と損益法

企業会計とは、企業の経済活動つまり企業の資本運動を貨幣数値でもって有機的・統一的に把握するための計算報告機構であるといえる。そして、その最大の役割は企業が一定期間にどれほどの成果、つまり利益をあげたかを計算すること、すなわち期間損益計算にある。

(コメント) 期間損益計算とは、全体損益計算(口別計算)と対比される損益計算である。

全体損益計算とは、中世の貿易業のように一回の航海をもって解散するという当座企業を前提とし、企業の開始から消滅までの損益計算を行うものである。これに対し、今日の企業会計は、半永久的に存続する継続企業を前提とするため、ある一定の人為的期間(通常は1年)における企業の収益力の計算を行うことが最大の課題となる。これが期間損益計算の意味するところである。

そして期間損益の計算方法として「財産法」と「損益法」があげられる。これら2つの内容をまとめると以下のようになる。

(1) 財産法

① 意 義

財産法とは、期首と期末の純財産額の比較によりその期間の損益を計算する方法である。

- ② 計算式
 - i) 原則

損益=期末純財産-期首純財産=(期末資産-期末負債)-(期首資産-期首負債)

- ii) 期中に追加元入等があった場合 損益=(期末資産-期末負債) - {(期首資産-期首負債)+追加元入-引出額}
- ③ 特 徴
 - i) 長所… 実地調査にもとづくため、利益を実在性の面から確定しうる。
 - ii) 短所… 利益の原因別分析が不可能である。

(2) 損益法

① 意 義

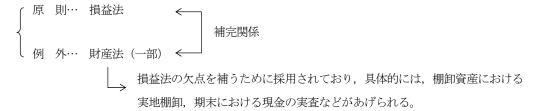
損益法とは、一会計期間の収益と費用を比較して損益を計算する方法である。

- ② 計算式 期間損益=期間収益-期間費用
- ③ 特 徴
 - i) 長所… 利益の原因別分析が可能である。
 - ii) 短所… 実地調査を伴わないため、利益を実在性の面から把握できない。

(3) 現行会計の立場

現行会計は、固定資産の巨大化による実地調査の困難性、組織的帳簿記録の発達等により、損益 法をベースにし、財産法を部分的に採用する方法が用いられ、両方法が相互補完し合う関係となっ ている。

<理解図>



2. 棚卸法と誘導法

上記で説明した「財産法」と「損益法」が期間損益の計算方法であるのに対して、ここで説明する「棚卸法」と「誘導法」は貸借対照表の作成方法である。「棚卸法」と「誘導法」の内容をまとめると以下のようになる。

(1) 棚卸法

① 意 義

棚卸法とは、帳簿記録とは別に、実地棚卸などによって直接的に資産・負債を把握し、それに 基づいて貸借対照表を作成する方法をいう。

② 理論的背景 静態的会計思考または静態論

(2) 誘導法

① 意 義

誘導法とは、帳簿記録に基づいて貸借対照表を作成する方法をいう。

② 理論的背景

動態的会計思考または動態論

cf 1. 財産法・損益法と棚卸法・誘導法の関係

財産法・損益法が期間損益の計算方法であるのに対して、棚卸法・誘導法は貸借対照表の作成方法である点に関して両者は厳密に区別されなければならない。ただし、両者はまったく無関係というわけではない。すなわち、財産法は、棚卸法によって作成された二時点の貸借対照表の比較により損益を計算する。また、損益法では、組織的な会計記録から費用収益項目を抜き出して損益計算を行い、それに関係のない項目を貸借対照表に収容する。これは、誘導法による貸借対照表が作られることを意味している。

cf 2. 静態論と動態論

かつて、ドイツにおいて「貸借対照表の見方」について一大論争が巻き起こったことがある。 当時の会計学者シュマーレンバッハは、会計の基礎には収入、支出があり、その収支を期間に配分するために貸借対照表が存在しているという考え方を示した。彼は、これまでの貸借対照表にどのような形にせよ財政状態の表示を期待する学説を「静的貸借対照表論」あるいは「静態論」と称し、損益計算を会計の目的として会計の仕組みを説明する自己の見解を「動的貸借対照表論」あるいは「動態論」と名付けた。これ以来、会計学は損益計算の見地を議論の中心におき、会計現象を説明するようになった。もっとも、近年では再び貸借対照表を重視するアプローチ(最近ではこれを資産・負債アプローチと呼ぶ)が一般的になりつつある。

例えば、後半学習する税効果会計や退職給付会計では資産・負債アプローチの影響が見られる。

第2章 会計公準と会計主体論

ICOチェック・ポイント

- ・会計公準とは何か、会計公準には具体的にどのようなものがあるのかを押えること。
- ・会計主体論は、初学者には非常に理解しにくい分野である。また、試験における出題可能性も低いと ころであるので、ここでは概要だけを把握しておいてほしい。

第1節 会計公準

1. 意 義

会計公準とは、企業会計の理論的および実践的な基礎をなす諸概念によって構成されるものであり、 会計が成立しうるための基本的前提をいう。

2. 内容

① 企業実体の公準(会計単位の公準)⇒会計の範囲的or場所的限定

企業それ自体が会計計算を行なう単位(場所的単位)として存在しているという前提である。具体的には、企業がその所有者を離れて存在して資産を所有し、負債を負う経済的実体であることを認めたものであり、会計を行なう範囲を限定する公準である。

② 継続企業の公準 (会計期間の公準) ⇒会計の時間的限定

企業の営む事業が半永久的に継続するという前提である。つまり、企業が一般にその経済活動を 反復的・継続的に営みその生命が恒久的とみなしうることから、企業会計上この連続的な営業活動 を人為的に区切って期間ごとの会計計算を行おうとする公準である。

③ 貨幣的評価の公準(貨幣的測定の公準) ⇒会計の内容的限定

異質の財貨または用役を最終的には同質の経済価値尺度としての貨幣という測定単位をもって統一的に測定表示するという前提である。

これは、企業の経済活動をあらわす資産・負債・資本 (=純資産)・収益・費用という5要素につき、比較可能な同一測定手段を用いることによって利益計算を可能ならしめるというものである。

3. 会計公準、会計原則、会計手続の関係

財務会計は、下記の<理解図>のように、下部構造、中間構造及び上部構造の3つから成り立っているものとして把握される。

<理解図>

会計手続 : 上部構造 (会計処理の具体的方法 ex. 定額法による減価償却)

会計原則 : 中間構造(会計行為の規範・一般的指針 ex. 費用配分の原則)

会計公準 : 下部構造 (会計の計算構造的前提・基本的目標 ex. 継続企業の公準)

第2節 会計主体論

1. 意 義

会計主体論とは、企業会計における「企業観」を考えるものである。すなわち、企業会計は一体誰のために行われるべきものであるかということ、またそのためには、企業会計上、企業をいかなる社会的存在とみるべきであるかということを論ずるものである。

2. 内容

- ① 企業と資本主(株主)との結びつきを重視する主体論
 - i) 資本主理論… 企業を資本主によって所有されるものとしてとらえ、会計はもっぱら企業所有主のために行われると考える理論。
 - ii)代理人理論… 企業を資本主とは別個の存在であると認めるものの,資本主集団の代理機関とみなし,経営者は資本主から経営の委託を受けた資本主の代理人であると考える理論。

② 企業と資本主を切断して考え、企業自体の独立的存在を重視する主体論

- i) 企業主体理論… 企業を株主や債権者とは別個の独立した継続的存在として把え、会計は企業 独自の立場に立って行われ、企業に財貨を拠出した持分所有者(株主・債権 者)に対して報告が行われるとする理論。
- ii)企業体理論… 企業を、株主・債権者・従業員・取引先・国家・地域住民など多くの利害関係者集団によって構成される社会的制度として捉え、これら利害関係者の総体としての社会に対して会計報告がなされるとする理論。

第3章 会計原則

ICOチェック・ポイント

・本章では、出題頻度の高い「企業会計原則」について学ぶ。「企業会計原則」の概要を把握するとと もに、「企業会計原則」の中心をなす「一般原則」について、その内容を把握すること。

第1節 会計原則の概念

1. 意 義

会計原則とは、会計処理の原則及び手続等をいい、会計実践を社会的に統制して社会に会計的秩序を実現させるための規範である。

2. 性格

① 社会的規範性

会計原則は、会計行為の指針、社会的規範としての意味を有し、有用にしてかつ妥当な会計の体系的基準である。

② 理論(指導)規範性と実践規範性

会計原則は、特定の利害関係者の要求に偏よることなく広く経済全体の利害関係の調整を長期的に図ろうとする理論規範性と個別的、短期的な要求をみたすために広く社会的な利害関係の調整を図ろうとする実践規範性との二つの側面を有している。

③ 流動性·発展性

会計原則は、恒久的・普遍的な法則ではなく、一定の社会的制度や経済体制によって変化するものである。

第2節 「企業会計原則」の概要

1.「企業会計原則」の性格〔企原、設定前文参照〕

① 財務諸表作成基準

「企業会計原則」は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当 と認められたところを要約したものであって、必らずしも法令によって強制されないでも、すべて の企業がその会計を処理するに当って従わなければならない基準である。

② 会計士監査における監査人の判断基準

「企業会計原則」は、公認会計士が、公認会計士法及び金融商品取引法に基き、財務諸表の監査 をなす場合において判断の拠り所となる基準である。

③ 関係諸法令に対する指導性

「企業会計原則」は、将来において、会社法、税法、物価統制令等の企業会計に関係する諸法令が制定改廃される場合において、尊重されなければならないものである。

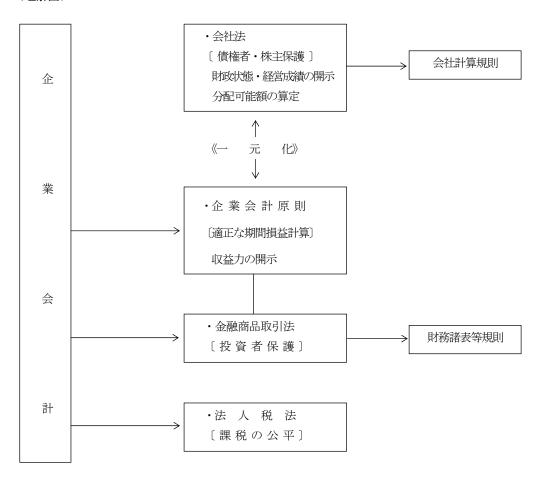
2.「企業会計原則」の体系

「企業会計原則」は、一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則の三部によって構成され、 さらに「注解」を追加的・補足的に加えたものとして体系づけることができる。

一般原則 「企業会計原則」 F/S 作成上の 包括的な基本 原則 (処理面)及び形式 面 (表示面)の基準 を示す個別的原則 注解 注解

3.「企業会計原則」と他の制度との関係

<理解図>



① 会社法と「企業会計原則」との関係

「企業会計原則」は、現在および将来の投資者を中心とした利害関係者に対して、有用な会計情報を提供することを目的とし、その計算構造は、継続企業を前提としたうえでの、業績指標性と処分可能性を特質とした利益計算を中核としている。

他方,会社法の計算規定は,ディスクロージャーの充実とともに、現在株主と現在債権者を中心 とした取引関係者を保護することを基本目的といわれており,その計算構造は,株主と債権者との 利害調整をはかるための分配可能額計算を中核とすることになる。

このようにみるかぎり、「企業会計原則」と会社法計算規定の計算原則および計算構造は対照的な 性格を有する。

このため、二つの会計の一元化が図られている。会社法の計算規定は企業会計の大枠を規定し、 金商法会計においても、それを実践規範として遵守し、「企業会計原則」は会社法431条の「一般に 公正妥当と認められる企業会計の慣行」の基礎として、会社法が定め得ない領域の規範とされる。

② 金融商品取引法と「企業会計原則」との関係

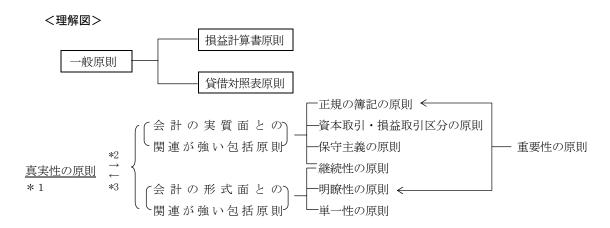
金融商品取引法(金商法)それ自体は、連結財務諸表・個別財務諸表などの作成方法等についての規定を設けず、193条において、連結財務諸表規則(連結財規)及び財務諸表等規則(財規)に委ねている。さらに、連結財規及び財規に定めのない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」(GAAP)に従うこととされる(連結財規1条1項、財規1条1項参照)。GAAPには、「企業会計原則」をはじめ、企業会計審議会から公表された企業会計の基準、企業会計基準委員会の企業会計基準が該当するとされる(連結財規1条2項、財規1条2項参照)。

このように、金商法にしたがって作成される(個別)財務諸表は、その内容(会計処理)において「企業会計原則」に基づき、その形式(開示)において「財務諸表等規則」に基づいて作成されなければならない。

第3節 一般原則

1. 体 系

一般原則は、企業会計の全領域にかかわる包括的な基本原則である。以下の図は、一般原則を会計 行為(認識・測定・記録・表示)のどの側面に強く関係するかによって体系化したものである。なお、 ここで実質面とは認識・測定を、形式面とは記録・表示を指す。



*1: 真実性の原則は、すべての原則を包括する根本原則である。

*2: 真実性の原則の枠内で、他の原則は認められる。

*3:諸原則の遵守によって真実性の原則の目的は達成される。

(コメント)

実質面 — 会計処理 (認識・測定) 面 <----YES --- 利益 (当期純利益) に影響を与えるか? 形式面 — 記録・表示面 <---- NO

2. 性格

一般原則の性格は3つに大別できる。

- ① 包括原則としての性格… 会計の全般にかかわる基本的原則である。
- ② 理論規範としての性格… 真実な会計報告つまり有用で信頼できる会計情報を提供するために、 理論上当然に従うべき原則である。
- ③ **適用指針としての性格**… 具体的な会計処理の原則や基準を適用する場合の基本指針を示すものである。

3. 真実性の原則

① 規 定…企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならないとされている。〔企原,一般原則一参照〕

関連規定…

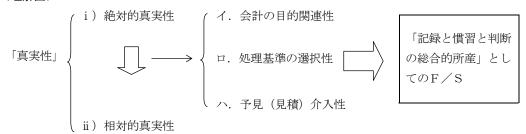
- ・株式会社は、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益 の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの)及び事業報告並びにこれら の附属明細書の作成をしなければならない。
- ・法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、財務諸表提出会社(法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示しなければならない。〔会社法431条(計算等:会計の原則),会社法435条2項(計算書類等の作成及び保存),財務諸表等規則5(真実性)参照〕

② 位置づけ

この原則は「企業会計原則」の頂点に位置して、全体の中核をなす総括的な根本原則である。 また、他の六つの一般原則と損益計算書原則および貸借対照表原則は、ここにいう「真実」の内 容を明確にするとともに、その範囲を限定するものである。これら諸原則を遵守することによって、 企業会計の真実性は実質面・形式面の両面において達成されることになる。

③ 「真実性」の内容

〈理解図〉



i) 絶対的真実性

絶対的真実性とは、継続企業を前提としない静態論会計において目標とされていた。

そこでは、財産計算を目的とし、企業所有の資産および負担する負債はすべて貸借対照表に表示する(貸借対照表完全性の原則)と共に資産は売却時価主義により評価する(真正価値の原則)方法がとられた。

ii) 相対的真実性

「真実性の原則」にいう真実性が、相対的真実性とならざるをえない理由は以下のとおりである。

イ. 会計の目的関連性

会計情報は、情報利用者すなわち利害関係者の企業に対する関心に適合した内容のものでなければ本来的に意味のないものである。したがって、この関心適合性つまり目的関連性は会計の本質的条件である。

ただし、ここで問題なのは、利害関係者の企業に対する関心内容が、企業および社会的諸条件の発展変化によって推移するという事実である。したがって、会計の計算方法ないし処理原則・基準も本質的に発展変化する性質をもつということになる。

ロ. 処理基準の選択性

「企業会計原則」は、唯一の処理を強制するのではなく、複数の代替的な処理を容認している。(これにより、多様な企業の経済的実態を会計に反映することができると考えられている。これを経理自由の原則という。)これは企業の多様性および仮定計算の介入にもとづくものである。異なった計算結果をもたらす処理基準の選択適用を認めることは、会計情報の真実性が相対的な性格であることの避けられない計算技術的理由の1つである。

ハ. 予見(見積)の介入性

会計は継続企業の活動を人為的に区切った期間計算であるから、計算対象となる事象には未確定事象が含まれるのを避けられない。このことから、予見計算の介入が避けられないことになる。予見計算は誤差を伴うのが一般的であるから、その点でも、会計情報の真実性が相対的なものとならざるをえない。

iii)「真実な報告」の意味

「真実な報告」とは、相対的真実性を満たし、(財務諸表利用者にとっての) 有用性と信頼性とをそなえた報告であることを意味する。具体的に、その報告は、一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成された財務諸表、換言すれば、他の一般原則及び損益計算書原則、貸借対照表原則に準拠して作成された財務諸表を示している。

iv)「真実性の原則」の保証(継続性の原則との関係)

企業会計は、本来相対的・主観的な側面をもちながらも、他方においては、これが有効に利用され信頼される客観的な側面も要請されている。この両側面を調和するためには、社会的な同意に基づいて統一化された会計処理の諸原則・諸基準が必要となる。なかでも継続性の原則は、同じ会計処理の原則及び手続を継続して適用していることを要求しており、「真実性の原則」を保証する役割を強く果たしていると言える。

v) 真実性(適正性) と適法性

結局のところ、会社情報の真実性ないし適正性は、原則準拠性を意味し、適法性も同様に法規 準拠性を意味する。

「企業会計原則」は、本来、利害関係者にもっとも有用で信頼できる会計情報を提供するための原則・基準であり、最適性を指向するものである。これに対して、商法の計算規定は、利害関

係者を保護するために最少限必要な社会規範としての性格をもつにすぎない。

以上から考えれば、有用性と信頼性とを必要とする「真実な報告」は、適法であるだけでなく 適正でなければならない。つまり、適法であるというだけでは、必ずしも「真実な報告」とはい えない、ということになる。

4. 正規の簿記の原則

① 規 定…企業会計は、すべての取引について、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成 しなければならないとされている。[企原,一般原則二参照]

関連規定…株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない。[会社法432条1項(会計帳簿の作成及び保存),[注解1](重要性の原則)参照]

② 位置づけ

- i) 広義説… 会計処理及び帳簿記録に関する規定であり、重要性の原則による判断を含むものと 解する見解
- ii) 狭義説… 帳簿記録のみに関するものであり、記録という形式面から真実性の原則を支えるものと解する見解

③ 「正規の簿記」の意味

企業が利害関係者に公表する財務諸表の作成資料とする簿記であれば、当然、真実な会計情報を 提供するための適格条件が充された簿記でなければならない。「正規の簿記」とは、このように、 「公表財務諸表の作成資料として適格性の認められる簿記」という意味である。

④ 「正規の簿記」の要件

<理解図>

「正規の簿記」

→ 適格性ある記録

i) 記録の網羅性 (完全性)

ii) 記録の検証可能性(立証性) b 誘

iii) 記録の秩序性

誘導法を示唆

- i) 記録の網羅性… 記録の範囲に関する要件。すべての取引が洩れることなく記録されて (完全性) いることを要求した条件である。(貸借対照表完全性の原則に通じる)
- iii) 記録の秩序性 … 記録の方法に関する要件。損益法による期間損益計算を大前提として, 会計記録が組織的かつ相互合理的に連絡できるようになっていることを 要求した条件である。

⑤ 正規の簿記の原則と重要性の原則との関係(広義説)

「企業会計原則」の貸借対照表原則一や注解1によると、重要性の原則によって簿外資産や簿外 負債の存在が認められている。このことから重要性の乏しいときの簡略な処理は、企業会計の目的 上、正規の簿記の原則に従った処理とされるから、重要性の原則は正規の簿記の原則に包括された 関係にあると言える。

⑥ 正規の簿記に基づいて作成される貸借対照表の特徴

i) 会計帳簿から誘導的に作成されるものであること。

会計帳簿に記録されたすべての資産,負債および資本項目につき決算日現在の次期繰越残高を 示した残高表としての性格をもっている。逆にいえば,それは,売却時価による財政状態を示す ための一覧表ではない。

ii) 損益計算書と密接な関係をもって作成されるものであること。

期間損益計算においては、貸借対照表は損益計算書に従属する地位を占めることになり、また前者は連続する各期間の損益計算書を結ぶ連結環の役割をもつことになる。

5. 資本取引・損益取引区分の原則

① 規 定…資本取引と損益取引とは明瞭に区別する必要がある。特に資本剰余金と利益剰余金とを 混同してはならない。「企原、一般原則三参照」

関連規定…株式会社の資本金の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

〔会社法445条1項、2項、3項(資本金の額及び準備金の額),〔注解2〕参照〕

② 位置づけ

株主から拠出された資本と、その運用によって稼得された利益とを唆別すべきことを要請し、真 実性の原則を支える原則である。これは、単に貸借対照表資本の部の分類原則ではなく、利益計算 を基本目的とした会計全般にかかわる包括的な基本原則である。

③ 必要性

- i)資本取引と損益取引を区別→期間損益計算要素を明確に識別する
 - → 企業の収益力を正しく算定する
- ii) 資本剰余金と利益剰余金を区別 → 元本と果実を明確に識別する
 - → 維持すべき資本を正しく算定する

④ 資本取引と損益取引

- (1) 資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、 すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に 示されないことになる。従って、例えば、新株発行による株式払込剰余金から新株発行費用を控 除することは許されない。
- (2) 会社法上資本準備金として認められる資本剰余金は限定されている。従って、資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる。[注解2参照]

損益取引とは、企業資本の運用取引(営業取引)から生じた自己資本増減要素としての収益・費 用項目を発生させる取引をいう。

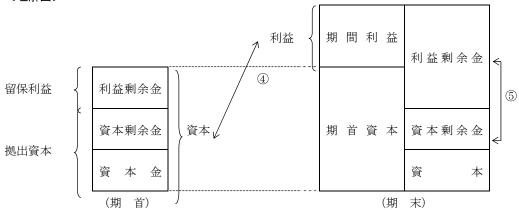
また、資本取引とは、企業に拠出された元本(払込資本)を増減させる取引をいう。なお、この 狭義の資本取引の他に、国庫補助金などの受贈資本、保険差益などの評価替資本を含めて広義の資 本取引と呼ぶことがある。この場合には、当期損益による自己資本の増減取引を除いた自己資本増 減取引が資本取引となる。

⑤ 資本剰余金と利益剰余金

特定時点の持分を分配可能なものと分配不能なものとに区別することは、理論的には、剰余金を 資本剰余金と利益剰余金に区分することによって明確となる。しかし、現行の制度会計においては、 必ずしもこのような明確な区分がなされているわけではない。なぜならば、利益準備金のように、 稼得された利益でありながらも法的に拘束が強制されるという項目もあり、会計上と会社法上の資 本の概念等の違いがみられるからである(*1)。

*1:資本剰余金は「資本準備金」と「その他の資本剰余金」に区分され、理論的には分配不能なはずの「その他の資本剰余金」は法的には配当可能である。また、利益剰余金は理論的にはすべて配当可能なはずであるが、法的にはそのうちの「利益準備金」が配当不能なものとして拘束される。

<理解図>



6. 明瞭性の原則

① 規 定…企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し企業の状況に関する判断を誤らせないようにする必要がある。[企原, 一般原則四参照] 関連規定… [財規5, [注解1] 参照]

② 位置づけ

報告という形式面から真実性の原則を支える基本原則である。

③ 内容

- i) 明瞭表示… 詳細性, 概観性
- ii) 企業内容開示 (ディスクロージャー)

企業の収益性や安全性の判断に有効な表示

④ 具体例

- i) 総額主義
 - ・費用及び収益は、総額によって記載することが原則。費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。[企原、損益計算原則一・B参照参照]
 - ・資産、負債及び資本(純資産)は、総額によって記載することが原則。資産の項目と負債又は 資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならな い。[企原,貸借対照表原則一・B参照]

主に費用と収益,資産と負債について,科目の一部また全部の相殺を行うことは,明瞭表示を 害するので許されない。

ii) 区分表示

- ・損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならないとされている。[企原, 損益計算原則二参照]
- ・貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部(純資産の部)の三区分に分け、さらに資産 の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなけれ

ばならない。 [企原、貸借対照表原則二参照]

- a. P/L… 営業損益計算,経常損益計算および純損益計算に区分表示。
 - ---> 経営成績の分析判断に有用
- b. B/S… 資産, 負債および純資産に区分。資産, 負債は流動, 固定に区分。
 - → 財政状態,企業の流動性に関する判断に役立つ。
- iii) 損益計算書対応表示

費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類する必要がある。各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。[企原, 損益計算原則一・C参照]

iv) 貸借対照表における項目の配列

資産及び負債の項目の配列⇒流動性配列法による。〔企原、貸借対照表原則三参照〕

- a. 流動性配列法 (「企業会計原則」の立場)
- b. 固定性配列法
- v) 科目設定の概観性

資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類する必要がある。〔企原、貸借 対照表原則四参照〕

科目名でその内容が明確に表現されることが重要。制度上の基準は財務諸表等規則が標準的。

vi) 会計方針の開示 [注解1-2参照]

会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たり、その財政状態および経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則および手続ならびに表示の方法をいう。

会計方針の開示が要請される理由は、1つの会計事実について複数の会計処理方法が認められている場合、選択する方法によって利益が異なるためであり、財務諸表の利用者に作成方法としての前提や基礎を明らかにすることにより、その理解を助けるためである。

- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ハ. 固定資産の減価償却方法
- 二. 繰延資産の処理方法
- ホ. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
- へ. 引当金の計上基準
- ト. 費用・収益の計上基準

代替的な会計処理方法が認められていない場合には、会計方針の注記をする必要がないため省略することができる。[財規8の2][会社計算規則第97条~99条]を参照。

重要な会計方針に係る注記事項は、損益計算書および貸借対照表の次にまとめて記載しなければならない。[注解1-4参照]

- vii)企業の財務内容を判断するために重要な事項の注記
 - イ. 受取手形の割引高又は裏書譲渡高
 - ロ. 保証債務等の偶発債務
 - ハ. 債務の担保に供している資産
 - 二. 発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額

これらの事項は、貸借対照表に注記する。〔企原、B/S原則一・C参照〕